

ネーミングライツ導入施設の提案を募集

民間事業者の皆さまへ 愛称を付けたい施設のご提案 をお待ちしています！

1 ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、市の施設に企業名や商品（ブランド）名を冠した愛称を命名する権利のことです。

市では、所有する施設を有効に活用することで新たな財源の確保を図るため、自ら命名権者になろうとする民間事業者の皆さんから愛称を付けたい施設の提案を募集しています。

ネーミングライツ導入事例



観光文化会館【シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢】 倉田山公園野球場【ダイムスタジアム伊勢】

2 メリット

- (1) 企業名や商品（ブランド）名の宣伝効果が期待できます。
- (2) 地域活性化に貢献できます。
- (3) イメージアップにつながります。
- (4) 命名権以外に、関連する製品の展示や企業広告等の掲示などが可能となる場合があります。

3 募集期間

随時、受付けています。

4 提案者の要件

自ら命名権者になろうとする民間事業者（法人に限ります。）

※ 別途資格要件がありますので、詳しくは「伊勢市ネーミングライツ提案募集要領」をご確認ください。

5 対象となる施設

市が所有する施設の中から任意に選択できます。

ただし、施設の性格上、ネーミングライツになじまない施設（本庁舎・総合支所等の庁舎、学校、保育所、病院、寄贈品の多い資料館など）、既にネーミングライツが導入されている施設、市民公募など現在の名称の設定に特段の経緯がある施設など愛称を付けられない施設もあります。

【対象施設の一例】

- ・伊勢図書館（八日市場町 13-35）
- ・小俣図書館（小俣町本町2）
- ・小俣総合体育館（小俣町新村 401-1）
- ・宇治駐車場内宮B駐車場トイレ（伊勢市宇治浦田1丁目） など

6 提案方法

まずは、資産経営課へ事前相談してください。

対象となる施設かどうかや愛称等の条件などを確認させていただきます。

この段階で、ネーミングライツになじまない施設である場合など、再検討をお願いする場合があります。

提案によりネーミングライツの導入が決定した施設については、改めて公募による契約候補事業者の選定を行います。

7 留意点

- ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用しますが、一般的な呼称であるので、条例上の施設名称（正式な名称）を変更するものではありません。
- 提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。また、愛称の設定に伴い必要となる名称表示サイン及び看板等の変更に要する費用、契約期間満了後に原状回復に要する費用は、命名権者の負担とします。

■お問い合わせ先

伊勢市 資産経営部 資産経営課 公共施設マネジメント係

〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7-29

T E L 0596-21-5546 F A X 0596-21-5700

E-メール sisan@city.ise.mie.jp



詳細につきましては、伊勢市のホームページに掲載の「伊勢市ネーミングライツ提案募集要領」をご確認ください

伊勢市 ネーミングライツ

検索